

支給の手続きが始まりました

事業概要

令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯や令和4年1月以降に予期せぬ理由で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

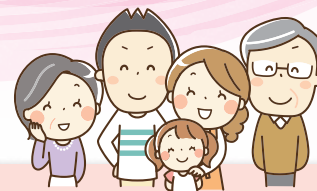
A household whom below is eligible for 50,000yen benefit.
A household whom all family members have low income and not required to pay resident tax for FY2022. (a tax-exempt household)
A household whom income of all family members has decreased due to unexpected reasons.

支給額

一世帯あたり5万円です。
給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
※手続き期限：令和5年1月31日**(必着)**

支給対象となる世帯

以下のいずれかにあてはまる世帯が対象です。



① 世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯(住民税非課税世帯)※

令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から
確認書が届きます(要返送)
10月25日から順次発送しています。

② 令和4年1月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯 (家計急変世帯)

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。
申請書は、豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口(区役所本庁舎1階)のほか、東・西区民事務所、区民ひろばで配布。区ホームページからダウンロードも可。



※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は除く。

支給時期

豊島区が確認書(または申請書)を受取した日から4週間程度で指定の口座に振り込まれます。ただし、書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数を要する可能性があります。ご了承ください。

申請窓口

豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口 区役所本庁舎1階(南池袋2-45-1)
開設時間 平日午前9時~午後5時(12/29~1/3を除く)

DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中の方へ

DVなどで住民票を動かさず、豊島区に避難している方も、受給できる可能性があります。
住民票上の世帯主が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、受給することができます。

給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での**手続きが必要**です。
給付金を受給する手続きについては、問い合わせてください。

給付金の手続きと振り込みまでの流れ



1 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から豊島区にお住まいの場合

世帯の中に、令和4年1月2日以降に豊島区に転入した方がいる場合

1 豊島区から、支給対象と思われる世帯へ、給付内容や確認事項が書かれた確認書が送付されます



1 豊島区から、支給対象となる可能性のある世帯へ、申請書が送付されます

2 記載内容を確認して、豊島区に郵送または直接提出してください。

【確認事項】

- 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

2 必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区へ郵送または直接提出してください。

【添付書類】

- 申請・請求者の本人確認書類のコピー
- 本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど

確認欄に氏名・確認日・連絡先を記入してください

※口座番号が記載されていない場合は、振込先口座を記入してください

3 指定の口座に振り込まれます。



- 受取口座を確認できる書類のコピー
- 令和4年1月1日時点の住所地が発行する『令和4年度住民税非課税証明書』コピー(令和4年1月1日時点で豊島区外に住民登録していた方全員分)

3 指定の口座に振り込まれます。



確認書や申請書が届いていない方は、豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口 ☎4566-4192 (よいきゅうふ) まで問い合わせてください。

原則、口座振込による支給です。金融機関で口座が作れないなどの理由により、どうしても口座による受け取りができない場合は現金で受け取ることもできます(予約制)。

確認書や申請書が届いても、支給要件に該当しない場合があります。あらかじめご了承ください。

2 予期せぬ理由により収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

【対象となる世帯】以下のいずれにもあてはまる世帯

● 予期せぬ理由により収入が減少したこと。

● 世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税水準以下であること。

非課税水準とは…



扶養人数	非課税相当限度額(収入額)	非課税相当限度額(所得額)
扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円
1人	156.0万円	101.0万円
2人	205.7万円	136.0万円
3人	255.7万円	171.0万円
4人	305.7万円	206.0万円
5人	355.7万円	241.0万円

【申請方法】

- 申請書は区ホームページからダウンロードするか豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口(☎4566-4192)に問い合わせてください。
- 必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区へ郵送または直接提出してください。

【添付書類】

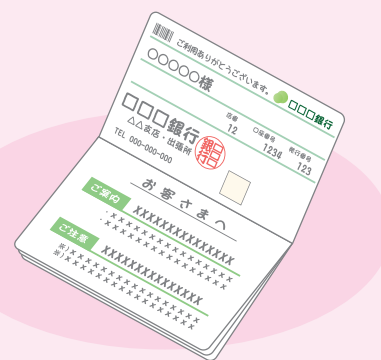
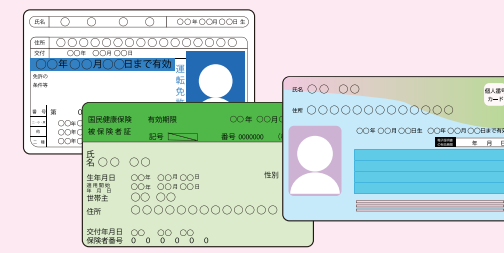
- 申請・請求者の本人確認書類のコピー
- 本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
- 世帯の状況を確認できる書類(住民票の写しなど)のコピー
- 受取口座を確認できる書類のコピー

簡易な収入(所得)見込額の中立書

「令和4年中の収入の見込み額」又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類のコピー

※収入状況を確認するための書類として、「退職証明書」や銀行口座の入出金明細などの提出を求める場合があります。

3 指定の口座に振り込まれます。



Q & A

Q 申請はいつまでできますか

A 令和5年1月31日(必着)までに申請してください。

Q 世帯分離をした場合はどうなりますか

A 基準日時点(家計急変の場合は申請日時点)において判定します。基準日(家計急変の場合は申請日)以後に世帯分離しても別世帯とはみなしません。また、一度給付を受けた世帯に属する方を含む世帯は原則として支給の対象外です。

例	令和4年1月1日	令和4年9月30日(基準日)	令和4年10月1日以降	給付する市区町村
ケース1(非課税世帯)	A市 世帯主(非課税) 配偶者(非課税)	A市 世帯主(非課税) 配偶者(非課税)	A市 B市 世帯主(非課税) 配偶者(非課税)	A市で給付する市区町村 B市に転出した配偶者は対象外
ケース2(家計急変世帯)	A市 世帯主(課税) 配偶者(課税)	A市 世帯主(課税) 配偶者(課税)	A市 B市 世帯主(課税) 配偶者(課税)	A市、配偶者(甲)はA市で申請時に居住する市区町村で給付(世帯主(甲)はB市) 非課税水準以下に減収

Q 支給の対象だと思いますが、確認書が届きません。

A 以下のような場合は支給対象外です。対象かどうか不明な場合は問い合わせてください。

- 同居している家族(同一世帯)の中に、住民税が課税される収入がある方がいる場合
- 同居、別居問わず、課税されている親族などから世帯全員が扶養されている場合

親は非課税で子が課税されている
非課税の一人暮らしの子で親(課税)が扶養している別世帯



Q 子育て世帯への価格高騰緊急支援給付金と電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は対象であれば2つとも給付されますか

A それぞれ支給要件を満たしていれば2つとも給付されます。なお、振り込みや手続き、問い合わせ先は別となります。子育て世帯への価格高騰緊急支援給付金に関すること… ☎4566-2482 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関すること… ☎4566-4192

Q 令和4年9月30日時点では非課税世帯ではありませんでしたが、10月1日以降に申告内容を修正したため世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税となりました。給付は受けられますか

A 修正申告などにより世帯全員分の令和4年度分の住民税均等割が非課税となった場合は支給の対象となります。確認書は送付されませんので、申請期限である令和5年1月31日までに本人からの申請が必要です。詳細は問い合わせてください。

Q (家計急変)予期せぬ理由とは、どのような理由のことですか

A 新型コロナウイルス感染症を含む病気やケガなどにより収入が減少した場合などです。季節性がある事業活動をしている方で、通常収入を得られる時期以外での申請は支給要件を満たしません。また、定年退職による収入の減少も支給要件を満たしません。

年収見込額が非課税水準以下かどうかどのように確認したらいいですか

令和4年1月以降の任意の1か月の収入×12カ月が非課税相当限度額を上回っていなければ、家計急変世帯として給付の対象になります。(例)

ケース1 一人世帯である月の収入が8万3千円の場合

年間収入見込額 83,000円×12か月 = 996,000

支給対象 ○ (年間収入見込額 99.6万円) ≤ (非課税相当限度額 100万円)

ケース2 二人世帯(配偶者を扶養)である月の収入が13万円の場合

収入なし 年間収入見込額 130,000円×12か月 = 1,560,000

支給対象 ○ (年間収入見込額 156万円) ≤ (非課税相当限度額 156万円)

世帯収入の合算ではなく、1人1人の収入がそれぞれ非課税水準以下か判定します

ケース3 一人世帯である月の収入が9万円の場合

年間収入見込額 90,000円×12か月 = 1,080,000

支給対象外 ✗ (年間収入見込額 108万円) > (非課税相当限度額 100万円)



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自治体や内閣府などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、給付のために、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを語る不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

その他の給付金等のご案内



給付金	内容・連絡先
子育て世帯への 価格高騰緊急支援給付金 (区独自の給付金)	<p>《支給対象者》</p> <p>①豊島区から令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分またはひとり親世帯以外の子育て世帯分)を受け取った方</p> <p>②令和4年11月1日以降に豊島区に居住している方</p> <p>※①および②の両方を満たす方が今回の支給対象です。</p> <p>※一部の方は、別途手続きが必要になります。</p> <p>☆詳細はホームページ参照</p> <p>《支給額》</p> <p>児童一人につき5万円</p> <p>☎子育て世帯への価格高騰緊急支援給付金コールセンター ☎4566 - 2482</p>
住居確保給付金	<p>退職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。</p> <p>☎暮らし・しごと相談支援センター ☎4566 - 2454</p>
新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	<p>生活福祉資金の特例貸付を終了した世帯や不承認とされた世帯などが対象です。申請期間が令和4年12月末日まで延長となりました。</p> <p>※住居確保給付金との併給が可能。</p> <p>☎新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金窓口 ☎4566 - 2469</p>

相談窓口のご案内



暮らし・しごと相談 支援センター	<p>生活に困りごとや不安を抱えている場合は、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要か相談者と一緒に考えます。具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p> <p>例)「仕事がなかなかみつからない」「生活に困っているが、どこに相談に行ったらよいかわからない」「借金の返済で将来の生活が不安」など</p> <p>☎暮らし・しごと相談支援センター ☎4566 - 2454</p>
コミュニティソーシャル ワーカー(CSW)	<p>生活の中の不安なこと、地域の中で心配なこと、どこに相談したらいいかわからないことなどを、地域のみなさんや関係機関と協力して、解決に向けたお手伝いをします。お住まいの地域の担当CSWをご案内します。</p> <p>☎社会福祉協議会 地域相談支援課 ☎3981 - 4392</p>
生活保護	<p>収入が無い、またはとても少ないため生活が困難になった時に、その状況に応じて、最低限度の生活を保障する生活保護の制度があります。相談場所はお住まいの住所地によります。</p> <p>☎生活福祉課相談グループ ☎3981 - 1842、西部生活福祉課相談グループ ☎5917 - 5762</p>

お問い合わせ 豊島区電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口

コールセンター ☎4566 - 4192 (よいきゅうふ)

受付窓口：区役所本庁舎1階(南池袋2-45-1)

受付時間 平日午前9時～午後5時(12月29日～1月3日を除く)

※朝と夕方は電話が混み合います。つながらない場合は、時間をずらしてご連絡ください。

